

反社会的勢力との関係遮断に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、反社会的勢力(定款の施行に関する規則第13条に規定する反社会的勢力をいう。以下同じ。)との関係の遮断に関し、必要な事項を定め、正会員の健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図り、もって資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

(通則)

第2条 正会員は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行ってはならない。

2 正会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行ってはならない。

(基本方針の策定及び公表)

第3条 正会員は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 正会員は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表しなければならない。

(反社会的勢力でない旨の確約)

第4条 正会員は、初めて電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る顧客の口座を開けようとする場合は、あらかじめ、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けなければならない。

(反社会的勢力を排除するための契約の締結)

第5条 正会員は、顧客から電子記録移転権利等の売買その他の取引等の注文を受ける場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めなければならない。

- (1) 前条の確約が虚偽であると認められたときは、正会員の申出により当該契約が解除されること。
- (2) 顧客が反社会的勢力に該当すると認められたときは、正会員の申出により当該契約が解除されること。
- (3) 顧客が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、正会員が契約を継続しがたいと認めたときは、正会員の申出により当該契約が解除されること。

(審査の実施)

第6条 正会員は、初めて電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る口座を開けようとする顧客に関し、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かあらかじめ審査するよう努めなければならない。

2 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る口座を開けている顧客に関し、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めなければならない。

3 正会員は、前2項に定めるもののほか、顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客に関し反社会的勢力に該当するか否か審査しなければならない。

（契約の禁止・関係の解消）

第7条 正会員は、前条第1項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と契約を締結してはならない。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。

2 正会員は、前条第2項又は第3項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消に努めなければならない。

（情報の収集）

第8条 正会員は、反社会的勢力に関する情報収集に努めなければならない。

（研修等の実施）

第9条 正会員は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の管理等について、社内研修を実施するなど、役職員の啓蒙に努めなければならない。

（社内管理態勢の整備）

第10条 正会員は、基本方針を実現するための社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

2 正会員は、前項に規定する社内規則に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための管理態勢の整備に努めなければならない。

3 正会員は、前項で整備した管理態勢について、定期的に検査を行わなければならない。

（本協会及び警察等との連携・協力）

第11条 正会員は、反社会的勢力との関係の遮断に関し、本協会及び警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めなければならない。

2 正会員は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は本協会、警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めなければならない。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。